

「スポーツ団体ガバナンスコード（案）＜中央競技団体向け＞」に寄せられた御意見一覧

参考資料1

番号	該当箇所	分類	意見
1	原則1 ～ 原則13 一般向け	NF以外の 団体	<p>原則1について 組織運営として、当然の原則であると考え。しかし、このような中長期の計画策定に慣れていない団体にとっては、策定に労力が必要であるため、それを軽減・円滑な策定を図るために、J S P OあるいはJ O Cなどが雛形を作成して、示す必要があると考え。（意見） また、その他の団体のガバナンスコードの案がまだ示されていないので判断は難しいが、都道府県体育・スポーツ協会の中には指定管理者として施設等を受託していないところでは、事業は都道府県の事業と連動しており、NFとは違い、単独で策定は難しい団体もあるのではないか（意見）</p> <p>原則2について (1) の外部理事について 外部理事を理事会に登用することは、理事会の活性化・透明性を確保する上で不可欠であると考え。外部理事の候補として弁護士、会計士等の専門家、学識経験者等を想定しているようであるが、学識経験者の中には、競技実績者であるが、大学等の教員やそのスポーツの普及発展のために活動している者なども含まれると解釈してよいか。（質問） また、都道府県の職員や他の団体（当該競技団体の競技実績者でない者）の役員などは学識経験者に該当すると考えてよいか。（質問・確認） 各競技団体のピアチェック（相互チェック）という視点も必要になると考える。（意見） (1) の女性理事について 目標割合の達成時期については、各競技団体の判断でよいのか。原則1の補足説明では、達成目標の最終到達地点で10年後、20年後などあることから、計画に明示すれば何年でも可能なのか（質問）。もし、目標達成年次が長すぎるなどの場合は、J S P OやJ O Cの指導があるのか（質問）。</p> <p>(1) の評議員会について 本来、理事会に対するチェック機能は評議員会が担うべきであり、ここに学識経験者や専門家を入れて多面的に理事会をチェックすることが重要である。そのためには、理事会に外部理事の目標割合を規定するより、この部分こそ目標割合を明示すべきと考える。（意見） (2) の理事会の適正規模について 適正規模とは、どの程度の人数と想定しているのか。解説にも記載がないが、適正規模ではないと判断されたときは、J S P OやJ O Cの改善指導等があるのか（質問）。 (3) の理事の就任時の年齢に制限を設けるについて 新陳代謝という視点から若い理事へ移行という趣旨は良いが、他方、定年年齢も60歳から65歳へ移行する中で、さらに高齢者の活躍の場を広げていくという視点も重要である。このため、理事の原則10年という縛りがあるのであれば、この原則が無くてもよいのではないかと。ガバナンスコードの原則の1つではなく、各団体の自主規制で十分と考える（意見）。 また、説明では外部理事は、他の理事とは異なる年齢制限を設けることも考えられるとあるが、その根拠は何か。（質問） もし制限を設けるのであれば、外部理事も同様の制限とすべきである。（意見）（身分上の優遇措置は必要なく、同等の身分とする方が望ましい。） (3) の原則10年について 都道府県体育・スポーツ協会等の団体の多くは、理事長・専務理事・常務理事などの代表理事・業務執行理事は、行政との関係から、行政出身者が就任することが多いので10年という縛りにあまり影響されないと考える。しかし、中央競技団体の場合は、理事を数期務め、その後、常務理事、専務理事となり、そして代表理事になるというケースが多いと思われるので、イ)を活用しても最大14年であり、団体によっては、理事会の構成メンバーが脆弱になることはないのか（質問）。 また、競技によっては、国際的にヒューマンネットワークが重要となる団体も多くあるので、国際的な人脈との関係から、国際的に立場が弱くなることはないのか。（意見）</p>

番号	該当箇所	分類	意見
1 (続き)	原則1 ～ 原則13 一般向け	NF以外の 団体	<p>原則2について</p> <p>(4)の役員候補者選考委員会について</p> <p>理事等の役員については、公益法人であれば、その設立に伴う規程の整備の中で、評議員会が承認することになっている。このため、理事会だけで恣意的な人選（派閥・学閥や順送り人事など）を行っていないはずである。もし、そのような団体が有るとすれば、評議員会に問題があるのであり、本来の評議員会の役割を果たしていれば、新たに役員候補者選考委員会を設置する必要性はないと考える（意見）。</p> <p>評議員会で理事を承認する場合は、理事の経歴・選任理由などを示して選任しているので、この評議員会が機能しているならば、そこで選任される理事の資質・能力などを適正に判断できているので、新たに経費もかかる委員会を作る必要性は感じられない。いくつも委員会をつくれれば機能するというものではないと考える（意見）。</p> <p>補足説明の1つ目に、理事会等の他の機関としているが、評議員会はそれに該当しており、そこで決定しているので、新たな委員会の設置は必要ないと考える（意見）。</p> <p>補足説明の2つ目に、有識者のほか、評議員や監事を充てるとあるが、既に評議員の複数は有識者で構成されている団体もあるので、団体の評議員会の構成員が一定の学識経験者などを含む場合は、その評議員会を新たな委員会と見なすことが出来るとし、認めるべきではないかと考える（意見・要望）。</p> <p>補足説明の3つ目は、4つ目の記述があるにしても、もし仮に新たな委員会を設置するとした場合、理事の選任に当たっては、いくら外部理事といえども理事がこの選定委員会に入るべきではないと考える。あくまで、選任は内部・外部とも公平に行うべきものである。外部理事による私物かも懸念される（意見）。</p> <p>原則3について</p> <p>妥当な原則だと考える。</p> <p>原則4について</p> <p>コンプライアンス委員会の設置については当然と考える。</p> <p>その他の団体のガバナンスコードがまだ示されていないが、当団体では、現在、JSP Oの指導に基づき倫理委員会を設置している。この中で、コンプライアンスを含む所掌事務を担っている。この倫理委員会にコンプライアンス委員会の役割を担わすことでよいのか。当団体の倫理委員会の委員は、内部の理事と弁護士、大学の教授などが構成員となっている（質問）。出来れば、いくつもの委員会を立ち上げるのではなく、既存の委員会にその機能があるのであれば、それを活用すべきと考える（意見）。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
1 (続き)	原則1 ～ 原則13 一般向け	NF以外の 団体	<p>原則5について            妥当な原則だと考える。</p> <p>原則6について            妥当な原則だと考える。</p> <p>ただし、団体によっては(1)の部分は経費などの問題もあり厳しくなる団体もあるのではないかと。このサポートの仕組みに対して、支援することが求められる(意見)。            財政的に脆弱な団体に対しては、JSCが弁護士や会計士を求めに応じて派遣(無料OR低廉で)する仕組みを構築して、徐々に自立・自律できるようにしていくべきである(意見)。</p> <p>原則7について            妥当な原則だと考える。</p> <p>原則8について            妥当な原則だと考える。</p> <p>原則9について            (1)の通報制度については、関係者に周知することは必要であるが、それを広くWEBやSNSなどを活用して、関係者以外にも広く周知する仕組みが必要なのか(質問)。            通報に関する仕組みについては、自浄作用という意味で各団体に設置するという事も考えられるが、これまでのインシデントを考えると、スポーツ団体のインテグリティを確保するという視点では、国として外部に通報専門の窓口を設け(JSC等)、そこで調査し、判断する方が、透明性・公平性という観点からよいのではないかと。そして、もし通報が正しければ、それを基に、対象団体を浄化していく方が、スポーツ・インテグリティの確保を進めていく上でもよいと考える。自浄作用を待っていると、なかなか進展しないことも想起される(意見)。</p> <p>(2)については、この運用体制に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心にとされているが、これらの人材を活用するには経費も必要となる。団体の大きな負担になることも想起されるため、上記と同様に、国で整備すべきではないかと。特に、弁護士などはスポーツ事例に詳しい弁護士が求められ、これらについては、JSCやJSAと関連する弁護士が適任であり、国で一元的に対応すべきと考える(意見)。</p> <p>補足説明で、コールセンターの利用とあるが、低廉な価格でできるわけではないので、やはり、コールセンターなどを設置する場合は、国が一元的に実施することが必要と考える(意見)。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
1 (続き)	原則1 ～ 原則13 一般向け	NF以外の 団体	<p>原則10について 適切な原則だと考える。</p> <p>原則11について 適切な原則だと考える。 もっとJ S A A自体も制度の周知の徹底を図るべきと考える。例えば、各団体のトップページには、必ずJ S A Aのバナーを張ることにする。 丸六で選択制を明記しているが、公平性・透明性の観点からJ S A Aに特化すべきである。</p> <p>原則12について (1)については、必要なことであるが、危機管理マニュアルの雛形、参考マニュアルなどをJ S P OやJ O Cが団体に示すことはできないか（意見）。団体によっては、このようなマニュアルの策定に不慣れな団体もあると考えられるため。 (2)については、第三者委員会については、その設置や運営に非常に経費と労力を要し、その設置が難しい団体も少なからずあると考えるため、第三者委員会についてはJ S Cが立ち上げ、調査報告するようにすべきではないか（意見）。その方が、中立性・公平性・透明性に優れている。また、事例に慣れた弁護士などを確保でき、専門性も十分確保できることになる。</p> <p>原則13について (1)の一つ目について、加盟制度に関する規程の整備とは、指導・助言、あるいは処分をするためには、規程に明記されていることが必要になるが、その規定（条文）の整備をすることを求めているのか。望まれるとあるので、努力義務と解してよいのか（質問）。 二つ目について、地方組織は非常に体制が脆弱な団体も多く、役員の新陳代謝というよりも、なり手を確保するのもも苦慮している団体もあると聞く。望まれるとあるのでこれも努力義務と解してよいのか（質問）。 三つ目について、法人格取得については、非常に専門的であり、助言するにも十分対応ができないこともある。このため、J S Cの中に、これらの相談コーナー（電話も可）なりを設けて、専門的に対応すべきと考える（意見）。 N Fや都道府県体育・スポーツ協会の中には、加盟団体の法人化に向けた財政面での支援も難しい団体もある。何か、スポーツ振興事業を活用した法人化推進のための財政支援制度を検討できないか（意見）。 (2)の三つ目についても、円卓会議のメンバーで支援する仕組みを考える必要がある（意見）。</p>
2	原則1 原則2 原則4	個人	<p>&lt;原則1 (2) に関して&gt; 財政基盤の弱いNFにおいて、色々な知見を有する人材の確保は財務上難しいことは理解していただいているが、他のNFの事例を提示していただけるとありがたい。</p> <p>&lt;原則2 (1) に関して&gt; 女性理事の件で、国際的な流れは理解できるが、各NFにおいての会員数に対しての男女比等を考慮した割合を考えるべきではないかと思う。</p> <p>&lt;原則2 (4) に関して&gt; 現実的に、小規模なNFにおいて色々な委員会の設置は役員数や財源等の関係から難しいと考える。</p> <p>&lt;原則4 (2) に関して&gt; 小規模なNFにおいて財源等の関係から難しいと考える。</p> <p>&lt;全体的に&gt; 昨今、オリンピック・パラリンピックムーブメントに則り、JOCとJPCを同じ流れで改変していくようになってきているように思われ、このガバナンスコードについても、都道府県市町村に下部組織を持つ中央団体を基本として考えられているものであり、中央競技団体としての組織や歴史、会員数等大きな差異がある中で、財政基盤の脆弱な小規模の中央競技団体では策定できない部分が多くあると考える。そこで、JOC加盟団体とJPC加盟団体とで分離したものを考えても良いのではと思う。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
3	原則2	NF	<p>原則2 (1) について、</p> <p>1. 外部理事の目標割合 (25%以上) の設定について  最初の就任時の要件 (ア) である、過去4年間の間に当該団体の役職員又は評議員であった要件の緩和をお願いしたい。  他の競技団体の理事、役職員のうち、専門性を有する者を外部理事として選任することも考えられるが、理事候補者には組織運営においても競技ごとの独自性 (競技方法、ルール等) についてある程度理解していることが望まれる。  従って、外部理事比率を確保することだけを目的として他の競技団体理事、役職員を選任することは避けるべきであると考えている。当連盟関係者には、弁護士、公認会計士、税理士等の専門性を有する者も少数であるが存在しており、現在そのほとんどが理事以外の役職 (専門委員会委員等) について、その専門性を発揮している現状にあることから、外部専門家を含め当該役職員の代替者を選任するまでの間、達成計画を策定することを条件として猶予をお願いしたい。また、目標比率の設定についても、競技団体の特性に応じた設定を許容いただけるようお願いしたい。</p> <p>2. 女性理事の目標割合 (40%以上) の設定について  現在、当連盟の女性会員比率は20%以下であり、このような状況の中で一律40%の目標値を設定することには無理がある。逆に、このような状況の中で女性理事比率を40%とすると、逆差別となりかねない。少なくとも、女性理事 (及び女性業務執行理事) 目標比率は、現行の会員に占める女性比率を考慮して設定されるべきではないか。ちなみに、現在当連盟では、女性会員、女性理事、女性評議員目標比率をそれぞれ30%とすること、加盟団体役員についても、女性会員比率に見合った女性理事任用を一昨年の理事会にて決議しており、その目標へ向けて推進中である。</p> <p>原則2 (3) について  現在、理事の若返りを対策中であり、今後は30代、40代の者を理事に選任することも想定している。この場合、60歳到達前に在任10年を超えてしまうことになる。当該者について、在任10年を超えない期間について、一旦理事を外れるという選択肢もあるが、候補者が潤沢に存在しているわけではないため、一律に在任10年以内をルール化することは、組織としての継続性の観点から現実的ではない。</p>
4	原則2	NF	<p>1. ガイドライン案全体  ○趣旨  1 役員任期最長10年制限の一律適用は、中央競技団体の代表理事、業務執行理事にとって不可欠な知識、経験、見識を備えた役員の育成および役員としての執行期間としては全く不十分で、組織運営に壊滅的な打撃を与えるため、実施に反対します。</p> <p>意見  1理事会の下に業務執行機関がなく理事自体が執行主体である中で10年限定は不可能。  中央競技団体 (以下NFという) における適正な運営とガバナンスの確保をするには、団体運営の核となる業務執行理事の育成が不可欠である。理事に就任し十分な経験を積む育成期間及び業務執行理事として活動する期間を想定すればおよそ任期を10年に限定することは、実態を理解していない施策である。詳細根拠は以下の通り。  2代表理事候補育成12年、その後五輪2回で8年計20年の役員任期が必要。  一部の人気競技を除く多くの中央競技団体の実際の組織運営では、自己財源で処遇できる常勤役員が1名程度しか確保できず、非常勤役員は大会出役、会議、委員会活動、資料作成などでの旅費宿泊費、経費は各自の自己負担に頼らざるを得ない脆弱な財政状況である。  そのような中で、実際に業務執行理事は、高校、大学などでの指導経験者や加盟団体の役員、大会役員経験者の中から、競技振興に情熱があり、かつ活動経費の多くを自己負担可能で、委員会活動に時間を割けることが可能という厳しい条件に合う人物をなんとか捜し出して依頼しているのが実態である。その候補者にまず委員会委員を経験させ、理事、業務執行理事、委員長などとして、競技運営、施設認定、銃所持推薦、法務倫理など必要な部門経験を4年の五輪サイクルの中で経験を積み、代表理事候補として育成するには12年程度は必要でその後代表理事として五輪を2サイクル経験させるというプログラムを考えると、20年の任期が標準的に必要である。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
4 (続き)	原則2	NF	<p>3国の方針に沿って理事70歳定年制を導入し、将来の代表理事候補を50歳前後で理事就任させる方向で進めてきており、途中の退任は理不尽。</p> <p>実際に、当協会では国や統括団体の指導に沿い18年前から理事70歳定年制を導入した後は、50歳前後で将来の代表理事候補を理事に登用するイメージでの人事運営が定着している。その中で将来の代表理事候補を10年たったところで退任させることは、まったく乱暴な話で承服しかねる。</p> <p>4無償奉仕を前提とした外部理事の起用には人材、期間とも大きな限界あり。</p> <p>競技人口の減少、会員の高齢化は役員適任者の組織内での人材確保自体も相当難しい状況があり、外部の人材登用は必要である。しかし、役員活動経費について外部理事のみ協会負担とすることは、財政的にも、理事会での公平な議論の土壌を確保する意味からも困難である。</p> <p>実際に外部の理事を起用し始めているが、他の組織での役職がある方の理事会出席率は50%程度が限界であり、無償での委員会活動はお願いできない。また、競技団体間で交互に役員を派遣する手法も考えられるが、理事会内で遠慮のない意見を言える立場になることができるか不安がある。</p> <p>実際に大企業でトップ間の紛争で話題となった事例についての報道の中に、役員候補選考委員は委員に推薦してもらった現職トップに対し全員遠慮があり、現職トップの提案に疑問があっても誰も否定できなかったと聞いている。</p> <p>まとめ</p> <p>以上のような理由で、最長10年の任期上限の適用後に、中央競技団体が適正で円滑な組織運営を続けることは困難と考え、実施に反対します。</p>
5	原則2 原則6 原則8 原則9	NF	<p>【原則2】に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人、もの、カネ、情報」は、多くの小規模な競技団体で不足しています。特に人材がいません。例：理事になる人がいない。コンプライアンス委員会、危機管理委員会など設置しても内部から選任される人は、兼任者ばかりで同じ顔ぶれになる。運営組織役員の後継者がいない。役員として活動できる人が少ない。同じ人が役員を続けている。</li> <li>・団体の役員任期の上限を「10年」、役員の定年制や、外部理事を25%以上、女性理事を40%以上とする目標割合が盛り込まれた案は、組織の硬直化を招く役員の多選について、競技団体の長年の課題ですが、猶予期間を設けないと混乱すると思われるので、要件は緩和してもらいたいです。</li> <li>・理事の任期や再任回数を制限する案について、数字として示すことには賛成できない。近年、競技団体で続発する不祥事の一因に、一部役員が多選による団体の硬直化を指摘する声があります。しかし、一律に年限を決めてしまうことで、本当に素晴らしい人材まで失ってしまうことが懸念されます。</li> <li>・団体を柔軟な状態に保ち、グループシンクに陥るのを回避するには、多様なバックボーン、キャリア、価値観を持っている人々で団体を構成することにより、団体の価値観、文化の画一化、硬直化を防ぐことになると思うので、団体の理事、監事に女性、異競技経験者、外部有識者などを加えるといった組織を多様な人々で構成していくことは望ましいと思いますが、その協力してもらえる人材を見出すことが一番難しい課題となります。</li> <li>・団体へ外部役員の積極的導入の必要性はあると思いますが、こうした外部役員を組織の活性化、グループシンクの回避のためにどのように活用していくべきかを考える必要があります。非常勤の外部役員の場合は、彼らとその組織に関わる時間には限界があります。その団体が持っている排他性の強さから、思うような周囲のサポートを得られなかったり、団体に馴染めなかったりなどの理由により十分な力が発揮できない場合も想定されます。</li> </ul> <p>【原則6】に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体は、財団法人、社団法人などにより運営されているケースがほとんどです。そこでは、当該年度の予算を事業計画通りに遂行することが求められ、株式会社のような利益を生み出すことは求められていません。つまり、財団法人、社団法人などの公益法人はその活動における遵法性、倫理性、事業活動の適性を評価する第三者、そしてそれを自分たちが評価する基準を持ち合わせていません。法律等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制は構築したいが、法律などに通じる幅広い人脈を持っていないことなどからも、一競技団体で運用を行うことは、非常にハードルが高いと思います。</li> <li>・競技団体の経営にまず求められるのは、運営する人が「マネジメント」の感覚を持つことです。与えられた予算をいかに消化するかという、お役所的な感覚ではなく、競技団体であるならば、「競技の普及と発展」という目標をいかに達成するかを考えること、そしてその目標達成のために必要な経営資源をどのように獲得し、活用していくかを考えることが求められます。財団法人、社団法人などの特殊法人の形で運営されてきた競技団体においては、活動に必要な経営資源は予算という形で金額の多少はあっても充足されているため、このような発想を持つことはなかなか難しいと思います。しかし今後、団体を適正に運営していくためには、大学等でスポーツマネジメントの研究を修め、スポーツの現場に入り、慣習や経験のみに依存しない、スポーツを「マネジメント」の視点から捉えることのできる職員が増えていくことにより、団体が変わっていくことを期待します。</li> </ul>

番号	該当箇所	分類	意見
5 (続き)	原則2 原則6 原則8 原則9	NF	<p>【原則8】に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体は、自分たちを取り巻くステークホルダーにいか当事者意識を持ってもらい、その経営に参加してもらうのか、その仕組みを作ることで、外部に対して開かれた団体となっていくと思います。その開き方を考える必要があります。しかし、団体が開かれた存在となることは、自分たちの行動に大して意図的に外部者の監視を付けることになり、時にそれは自分たちの利権を放棄することにもなりかねません。そうした体制をいかに導入していくのか、そのプロセスや体制について具体的に提案してもらいたいと思います。</li> </ul> <p>【原則9】に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体の職員は、9割が非常勤であると言われています。大半の業務がボランティアの手により行われています。このような事情からも、競技団体の運營業務に当たる人に対して、苦言を述べることは簡単ではなく難しいので、通報制度は構築すべきであると思います。しかし、その運用体制を整備するのにあたり、弁護士等の有識者を中心に選任することは、その団体の財務経理上や幅広い人脈を持っていないことなどからも、一競技団体で運用を行うことは、非常にハードルが高いと思います。</li> </ul>
6	原則2 全体	個人	<p>スポーツ界、特に競技団体において、ガバナンス・コンプライアンスの徹底を図る必要性がある点、そのためにはさらなる対応が必要とされている点にはいずれも異論はない。また、ガバナンスコードという手法を利用することにより、競技団体による自律的な対応を促そうという方針（平成31年2月13日付資料6-1・2頁）にも異論はない。</p> <p>ただし、念頭に置かれていると思われるコーポレート・ガバナンスコードはシンプルベース・アプローチ（原則主義）を採用しているのに対し、コード（案）を見ると、相当程度具体的かつ詳細な書きぶりも見られ（例えば原則2）、強制の程度も明らかでない。</p> <p>当然、ステークホルダーや財務基盤などの前提となる環境が異なる上場企業におけるルールに準ずる必要は全く無いが、我が国において、やはり高度の社会的責任を負い、かつ財務基盤も相対的に整備されていると思われる上場企業に対するルールにおいても求められていない内容まで、一部求めるものとなっていることは、十分念頭に置かれるべきである。</p> <p>その上で、そのような内容がなお適切であるかどうかは、どれほど厳密に、強制力をもってコード（案）の遵守を求めるかどうかと併せてでなければ判断し得ない。</p> <p>この点、「審査基準について、加盟団体の実情を踏まえ、一定の柔軟性を有するものとする」とはされ（コード（案）5頁）、その他各「補足説明」欄において種々説明がなされているものの、依然として「審査基準」の具体的な内容は不明であるし、場合によっては「処分等」までありうるとのことである（コード（案）3頁）。そもそも、コーポレート・ガバナンスコードとは異なり統括団体という上部組織による審査を予定すること自体、上述した「自律的な対応」とは緊張関係を有する。</p> <p>そうすると、少なくとも現時点においては、かなり高い強制力をもってコード（案）の遵守が求められる可能性もあると考えざるを得ないが、それでは、コード（案）の内容はやや高度であり、競技団体に無理を強いたり、却ってコード（案）遵守の形骸化（形式的には遵守しているが実態が伴わない等）を招きかねない。</p> <p>コーポレート・ガバナンスコードのようにcomply or explainを公表した時点で一応完結する（評価は市場に委ねられる）のであれば別論、そうでないのであれば、まずは速やかに「審査基準」及び審査後のあり得る対応を具体化した上で、それを前提にコード（案）も併せて検証されるべきものと思われる。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
6 (続き)	原則2 全体	個人	<p>意見1において述べたとおり、コード（案）の中身について当否を論ずることは、審査基準や審査後における対応の具体的な内容が明らかにならなければ、困難と言わざるを得ないが、その上でなお、原則2では特に具体的な目標が設定されているため、簡単に意見を述べる。</p> <p>外部役員・女性役員を増やすべきこと、理事会が適切な規模であるべきこと、役員等の新陳代謝を図るべきこと、有識者を含む役員候補者選考委員会を設置すべきことのいずれについても、目標としては全く異論ない。また記載されている各数値がいずれ達成されるべきことにも異論はない。</p> <p>ただし、独立社外取締役の割合が3分の1以上の市場一部上場会社は2018年時点で全体の33.6%に止まっており（日本取引所グループ<a href="https://www.jpx.co.jp/listing/others/index-executive/index.html">https://www.jpx.co.jp/listing/others/index-executive/index.html</a>）、上場企業における女性役員の割合も2018年時点で4.1%に止まっている（内閣府男女共同参画局<a href="http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html">http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html</a>）。こういった事情を考えれば、競技団体において外部理事が占める全体平均が12.6%、NFにおいて女性理事が占める割合が15.6%等と相対的にやや高い数値となっていることを考慮しても（コード（案）14頁以下。なお、競技によって役員構成には大きなばらつきがあるのではないかと予想される。）、相対的に上場企業よりも資金力（すなわち要件を満たし、かつ期待される能力を有する役員を招聘するための原資。）に乏しい少なくない競技団体にとって、財務的支援が明らかでない中、上記目標を達成するための具体的かつ現実的なプランを策定するのは実際問題難しいと言わざるを得ず、実効性が損なわれるおそれも否定できない（なお、該当する補足説明によれば、計画はかなりの程度緩やかなものでも構わないかのような記載も見られるが、これだけでは予見可能性に乏しい。）。</p> <p>だからといって直ちに長期目標としても放棄してしまう必要ではないほか、コード（案）のコンセプトや強制力の度合等をどうするかにもかかわるが、仮に何らかの具体的な数値を設定して目標を定めるのであれば、より短期の現実的な目標を設定（例えば、外部役員・女性役員が一定割合を下回る競技団体は、2年以内に1～2名それらの役員を増やす、等。）した方が、実効性を確保しうるように思われる。</p> <p>コード（案）3頁においても、「NFの組織運営上の問題の背景に人的・財政的基盤が脆弱であることがある」との指摘がなされている。</p> <p>そして、例えば新たに外部役員や女性役員を増やしたり、役員等の新陳代謝を図り、有識者を含む役員候補者選考委員会を設置するためには（そしてそれらを実効性のあるものにするためには）、そのための新たな財源が必要である。</p> <p>当然、競技団体の自助努力は必須だが、それには限度がある（だからこそ上記のような指摘がなされる事態が生じてる。）。</p> <p>しかしながら、現在のところ、競技団体が目指すべき目標（又は、審査基準等の定め方、運用の仕方によっては事実上の義務）だけ設定され、裏付けとなるべき財政基盤についての具体的な手当は検討されていないようである。</p> <p>現状で想定しうるものとして、確かに、例えばスポーツ振興くじの助成といったものを挙げるが、1助成対象者当たりの件数も助成金額も限られており（平成31年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引き180頁～181頁）、到底これだけで解決するものとは考え難い。</p> <p>このままでは上記問題が解消しないまま競技団体に負担だけが課され、コード（案）の実効性を損なうか、制度にひずみを生じる結果になりかねないことから、具体的な財政的援助についても検討されるべきであるように思われる。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
7	原則2	NF	<p>原則2(1)1関連</p> <p><b>【女性理事・外部理事の目標設定について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国が「プライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に署名していることを背景とする、各NFの女性役員比率目標の設定については一定の理解はするものの、上場企業の女性役員比率（2018年度で4.1%）と照らし合わせても、実現には非常にハードルが高く時間を要するものと思料される。</li> <li>・ また、女性理事や外部理事の積極的な導入による多様性の確保という点についても、本来、多様性はそれ自体を目的とするものではなく、飽くまで健全な組織経営を実現するための手段であると理解している。</li> <li>・ 数値目標の最終的な大方針は維持しつつ、数字のみに固執し、それが独り歩きすることは避けるべきであるところ、多様性の確保という趣旨を担保する観点では、例えば、女性については、まずそのスタートとなる取組として、女性担当の理事を設置するなど、役割や分掌として女性の側の立場に立った意見や視点を取り入れるシステムの導入を求めることが、本ガバナンスコードの現実的・実行的運用な観点からも有用ではないかと考える。</li> </ul> <p><b>【外部理事の選任について】</b></p> <p>外部理事は、あくまでも【補足説明】のア)～ウ)に基づき各NFで判断するのか。例えば、ア)の「当該団体の役職者」に、「各種委員会の委員長や委員」「顧問弁護士」「代表チームのドクター」等は含まれるのか。それらの者が理事になった場合は、外部理事なのか内部理事なのか。「当該団体の役職員」の定義が曖昧であるため明確にされたい。</p> <p>原則2(2)関連</p> <p><b>【理事会の規模について】</b></p> <p>「適正な規模」が不明である。これは各NFで議論し、自ら決めれば良いものと理解してよいか。</p> <p>原則2(3)1関連</p> <p><b>【外部理事の年齢制限の考え方について】</b></p> <p><b>【補足説明】</b>で「外部理事について、他の理事と異なる年齢制限を設けることも考えられる」とあるが、そもそもどのような理由で外部理事に年齢制限をかけるのか。年齢制限をかける必要がある理由を明確にされたい。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
7 (続き)	原則2	NF	<p>原則2(3)2関連</p> <p>【役員の再選回数・継続年数の制限について】</p> <p>以下の理由により役員のトータル任期10年の上限設定について反対する。</p> <p>1. NFの運営に大きな責任を負う役員には豊富な経験や知識が必要となるが、組織の経営を理解するには、役員として相当程度の年数を経験することが求められる。サッカー界で言えば、オリンピックやワールドカップのサイクルを前提とすると、経験上、最初の4年間は役員としてのいわば研修期間のようなものであり、様々なことを学び、知見を蓄える期間である。その上で次の4年でようやく役員として何をすべきかが分かり始めてくるというものであることを考えると、役員としての役割を十分に果たせる期間という観点では10年というは十分ではない。</p> <p>2. 特に会長や専務理事といった重責を担う役職に焦点を当てると、例えば、オリンピック等のメダリストが、引退後すぐにNFのトップやそれに続くポストに就くことができる環境というのは悪いことではないが、健全な組織運営をしていく上では、飽くまで経営やガバナンス、財政などをトータルで理解した者がそのポジションに就くことが重要と認識されるべきとした上で、以下の理由から10年の任期上限が適切でないと考えます。</p> <p>1 一般事業会社での組織経営の実績や経験等を評価され、最初から会長、専務理事等として外部から人材を迎えるケースもあるが、そうした人材が役員としてスポーツ団体ですぐに付加価値を生み出すことはむしろ稀である。1.と同様、少なくともワールドカップサイクルの4年間を務めないことには、その能力を十分に発揮できるようにはならないと認識しており、その意味でも、理事任期トータルでの10年という設定には賛同できない。</p> <p>2 NFの立場として強く実感しているのは、国際の舞台では、NFの専務理事クラスで、一定の見識がないと評価がされないということであり、通常、そのような専務理事クラスになるまでには平理事で相当期間（8年程度）の経験が必要となるので、役員任期10年の上限はこうした観点からも必ずしも十分ではない。なお、国際社会での経験や実績を買って外部から専務理事を招聘するケースもあるが、組織経営の観点では、組織や現場の実態を十分に理解せず、ガバナンス能力が低いまま、長期にわたってその役職に在任してしまう場合、むしろ健全な組織経営の妨げになるおそれがあることを十分に理解する必要がある。</p> <p>3. 特定人物が長期にわたって実権を握り続けることの弊害を懸念していることは理解するが、強力な実権を握るのは会長（代表理事）であることから、そのトップポジションに何年就くことができるか、別の言い方をすると、代表理事の任期上限を設定することが、本質的な実効性に繋がるはずである。その意味で、JFAの主張は、平理事期間を含めたトータル任期10年という上限ではなく、個々の役職ごと、特に代表理事の任期上限を設定すべきであると考えます。具体的な例としては、在任年数の制限として理事8年、常務理事・専務理事・副会長で8年、そして会長で8年と設定するなどが考えられ、その中でしっかりとしたガバナンス能力を身につけた真に必要な人材が絞られトップに立っていくことが望ましいと考えます。</p> <p>【10年を超える在任期間が認められるケースの設定について】</p> <p>10年を超える在任期間が認められるケースの考え方に関して、以下の理由により、それぞれのケースについて反対意見を表明する。</p> <p>1. 理事から4年間外れれば、理事任期の計算上リセットされるという考え方について、これを導入した場合、4年間は理事から外れても実質的には院政を敷いて外部から影響力を行使し、リセットしたらまた復帰することが可能となり、実質的な長期政権を助長するおそれがあるため賛同できない。</p> <p>2. IFの役職者を務めていれば、10年を超えて在任（1期又は2期）できるという考え方についても、これを許容してしまえば、IFでのポジションを盾にして、特定人物の長期政権が可能となってしまうおそれがあるため賛同できない。</p> <p>当協会としては、真に求められて、もしくはやむを得ない事情により、理事を連続して長く務める方が出てくるケースが発生しうることを考えると、それを妨げるルールを事前につくることは、健全な組織経営の実現において必ずしも適当ではないと考えます。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
8	原則2 原則11	個人	<p>現在意見公募中のガバナンス・コードにおいては、原則2(1)3として、「アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的方策を講じること」が規定され、補足説明においても、「アスリート委員会の構成については、性別や競技・種目等のバランスに留意することが求められる。」等の記述があります。</p> <p>この点、NF内に設置されるアスリート委員会の委員の選任権限はNF側にあることを想定しているものと推察しますが、アスリート委員会の委員として選ばれる現役選手又は選手経験者がNFにとって都合のよい人選となった場合、アスリート委員会は、真に選手の意見を吸い上げる機関ではなく、むしろNFが団体運営上選手側からも意見を吸い上げていることを対面上アピールするための「名ばかり」の機関になってしまう弊害を指摘することができます。仮に、アスリート委員会がそのようなNFの顔色を窺うような委員会となった場合は、ガバナンス・コードに込められている「『アスリートファースト(プレイヤーズファースト)』の理念を実現する」こともかなわなくなってしまいます。</p> <p>上記弊害を防止する観点からは、ガバナンス・コードにおいて、単にアスリート委員会を設置することだけが規定されるのでは不十分であり、アスリート委員会がNFから独立していること並びにアスリート委員会の権限として次の事項が、併せて規定されるべきです(注1)。</p> <p>1NFは、アスリート委員会の委員を選任してはならず、また委員の選任に直接又は間接を問わず、影響を与えてはならないこと (求められる理由)</p> <p>上記のとおり、選手自身にアスリート委員会の選任権限がなくNFにあるという場合は、『アスリートファースト(プレイヤーズファースト)』というガバナンス・コードに込められた理念を達成することができないおそれがあるため、選手自身にアスリート委員会の委員の選任権限が保障され、アスリート委員会がNFから独立している必要があります(注2)。</p> <p>2アスリート委員会の委員となる現役選手又は選手経験者には、弁護士、事務スタッフその他アドバイザーからの援助を受ける権利が保障されること (求められる理由)</p> <p>現役選手又は選手経験者が、法律専門家、事務スタッフその他アドバイザーの援助を受けずに、アスリート委員会の委員としての義務や重い職責を全うすることは非常に困難です。そこで、アスリート委員会の委員には、そうしたアドバイザーからの援助を受ける権利(アドバイザーの費用の援助、アドバイザーの会議への同席権を含む)が保障される必要があります(注3)。</p> <p>3オープンなコミュニケーションが保障されること (求められる理由)</p> <p>アスリート委員会は、NFの執行部に対し、選手側の求めを伝える役割を果たすところ、そこでの発言や活動等によって(代表選考その他のNF団体運営において)不利益に扱われることをおそれ、NFの顔色を窺った発言等しかできないことが懸念されます。そのため、アスリート委員会においては、そこでの発言や活動等によって不利益に扱われることがないこと、並びに自由闊達な議論ができる雰囲気が保障されている必要があります(注4)。</p> <p>以上から、原則2におけるアスリート委員会への言及は、(2)として繰り上げ、次の記述となるべきと史料いたします。</p> <p>(2)以下のことを遵守した上で、NFから独立したアスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的方策を講じること</p> <p>1NFは、アスリート委員会の委員を選任してはならず、また委員の選任に直接又は間接を問わず、影響を与えてはならないこと</p> <p>2アスリート委員会の委員となる現役選手又は選手経験者には、弁護士、事務スタッフその他アドバイザーからの援助を受ける権利が保障されること</p> <p>3オープンなコミュニケーションが保障されること</p> <p>注1.米国体操協会の性的虐待のスクandalのあった米国では、「Committee to Restore Integrity to USOC」というグループが、USOCのbylawとTed Stevens Olympic and Amateur Sports Actの改正を呼び掛けており、その中では、競技者側が直接理事会の役員を選任すべしであり競技団体側が役員を選んではいけないことが提唱されています(Our Recommendations To Create An Athletes First Culture at the U.S. Olympic Movementを参照、 <a href="https://www.insidethegames.biz/media/file/130910/Team+Integrity+Athlete+First+Recommendations+to+USOC+1+21+2019.pdf">https://www.insidethegames.biz/media/file/130910/Team+Integrity+Athlete+First+Recommendations+to+USOC+1+21+2019.pdf</a>)</p> <p>注2. 前掲注1)・Committee to Restore Integrity to USOC. Recommendation 1のa. Provide For Direct Athlete Representation on the USOC Board of Directorsを参照。</p> <p>注3. 前掲注1)・Committee to Restore Integrity to USOC. Recommendation 1のf. Provide the AAC With Professional Staffを参照。</p> <p>注4. Deutscher Olympischer SportBundの「Good Governance Concept For Sports Federations」というグッド・ガバナンスの指標を測るツールキットにおいては、Representation and participation of stakeholdersの項目の評価指標として、『Open communication』が含まれています。<a href="http://www.s4gg.eu/docs/S4GG_Toolkit.zip">http://www.s4gg.eu/docs/S4GG_Toolkit.zip</a></p>

番号	該当箇所	分類	意見
8 (続き)	原則2 原則11	個人	<p>国際的なスポーツ界においては、複数の国際競技団体において業界型仲裁も存在しており、その有用性、効率性については理解していますが、少なくともわが国において、スポーツ庁が策定するガバナンス・コードにおいて、第三者型仲裁機関である日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項をNFが採択することを原則の一つとして定める以上、自動応諾条項による紛争解決を最大限機能させるため、以下の意見を申し上げます。</p> <p>1原則11 (1) に、自動応諾条項の対象とする紛争を「あらゆる紛争」とすることを、原則中に明確に記述すること</p> <p>NFによる自動応諾条項の採択率は、現在、JOC加盟・準加盟団体において、90.3%と過去に比べて割合が高くなっていますが(注1)、自動応諾条項の内容を見た場合に、NFにおいて対象とされる紛争を限定している例が見受けられます(注2)。</p> <p>現状のガバナンス・コード(案)においても、【補足説明】において、「自動応諾条項の対象事項には、…代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含めることが求められる。」との記述があり、すべての紛争を対象に含めることが前提とはされていますが、わが国のスポーツ界で、ガバナンス・コードに込められた深い考えを広く浸透させる上では、原則自体から明確にそのことが読み取れることが必要です。したがって、この点は、補足説明ではなく、原則自体に記載されることが適切と考えます。</p> <p>以上より、原則11 (1) は、次のような表現にすべきと思料いたします。</p> <p>(1) NFにおける懲罰、代表選考その他のあらゆる紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p> <p>2原則11 (3) として、「NFは、下位団体が自動応諾条項を採択するよう働きかけること」を追記すること</p> <p>日本スポーツ仲裁機構における不応諾件数は、2018年3月31日現在、17件(申立てに対する不応諾の割合は約19%)に至っており、手続にすら入ることができなかった事案がこれまでに相当数存在しています(注3)。また、2018年度において、NFの下位団体が不応諾した事例は4件にも上っています(注4)。</p> <p>以上からすれば、NFが自動応諾条項を採択しただけでは、NFの下位団体が被申立人になる紛争について、ガバナンス・コード発効後も、当該下位団体が応諾を拒否しない事態が懸念されます。これを防ぐため、NFには、下位団体が自動応諾条項を採択するよう働きかけることが求められるべきです。実際に、公益財団法人東京都体育協会は、その加盟団体に対し、日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択を働きかけており、その取り組みは参考になります(注5)。</p> <p>そこで、原則11 (3) として、以下を追記すべきと思料いたします。</p> <p>「(3) NFは、下位団体が自動応諾条項を採択するよう下位団体に働きかけること」</p> <p>注1) 日本スポーツ仲裁機構、自動応諾条項採択状況、<a href="http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html">http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html</a></p> <p>注2) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会は、自動応諾条項の対象を、懲罰に関する規程に基づく懲罰の決定に限定しています(<a href="http://www.jsaa.jp/doc/clause/102.pdf">http://www.jsaa.jp/doc/clause/102.pdf</a>)</p> <p>注3) <a href="http://www.jsaa.jp/doc/jigyuu/2017report.pdf">http://www.jsaa.jp/doc/jigyuu/2017report.pdf</a></p> <p>注4) JSAA-AP-2018-016,017号仲裁事案被申立人：岐阜県ボウリング連盟、<a href="http://www.jsaa.jp/release/2018/0328.html">http://www.jsaa.jp/release/2018/0328.html</a>、JSAA-AP-2018-009号仲裁事案被申立人：苫小牧アイスホッケー連盟、<a href="http://www.jsaa.jp/release/2018/0118.html">http://www.jsaa.jp/release/2018/0118.html</a>、JSAA-AP-2018-007号仲裁事案被申立人：熊本県バドミントン協会、<a href="http://www.jsaa.jp/release/2018/1003.html">http://www.jsaa.jp/release/2018/1003.html</a></p> <p>注5) 公益財団法人東京都体育協会『公益財団法人東京都体育協会及び同加盟団体のスポーツ仲裁機構への登録について』、<a href="http://www.tokyo-sports.or.jp/asset/00032/KOUKAI_JYOUHOU/sports_chusai/sports_chusai_touroku.pdf">http://www.tokyo-sports.or.jp/asset/00032/KOUKAI_JYOUHOU/sports_chusai/sports_chusai_touroku.pdf</a></p>
9	原則2	個人	<p>役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること</p> <p>理事の就任時の年齢に制限を設けること</p> <p>理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること</p> <p>上記内容に賛成します</p> <p>不正防止</p> <p>団体の私物化防止</p>

番号	該当箇所	分類	意見
10	原則2	NF	<p>4月25日に行なわれましたJSP0加盟団体規程等改定案に関する説明会に当方の出張業務の関係により代理で事務局員が出席いたしました。</p> <p>その後改定案とガバナンスコード案の資料に目を通し、加盟団体規程等改定案に係るご意見についての依頼文に順じ、本連盟の意見を回答させていただきます。</p> <p>現在本連盟では昨年度より定年制を導入し、75歳までが執行役員（理事・監事・専門委員会委員）の定年と決めました。そして、そのほとんどの役員の方が今後10年以内に定年の年齢に達します。従ってガバナンスコード（案）に沿って進めてまいりたいと考えております。</p> <p>その為に、来年6月の役員改選時から、ガバナンスコード（案）の「理事、監事、専門委員会委員は原則として五期10年を超えて在任しない」の規定を定めて、施行する形式で良いでしょうか。お伺いいたします。この様な進め方で良ければ、本年6月の理事会、総会にて提案し決定してまいりたいと考えております。</p>
11	原則2	個人	<p>会長職の任期の制限は必要。長く続けば権力が集中し、周りが付たくし、組織が腐敗する。意に沿わない者の排除や特権が生まれたり、力関係で競技者の優遇などがある。現在も該当する競技団体があるのが現実。例えば近年連日報道された体操協会、ボクシング連盟の事案などもその典型だろうと推測される。報道はないが現在のスケート連盟の特定選手へのえこひいき・いやがらせ、ずさんな大会運営なども挙げられる。ひとつの権力が長く続くとうなってしまう。こういう早急に改善していただきたい。アスリートファーストであるべき。</p>
12	原則2	個人	<p>スポーツ団体の理事の在任年数の制限について。</p> <p>今回の制限案に賛成します。</p> <p>この数年間の間に、数多くのスポーツ協会や連盟、大学スポーツ部の内部での様々な不祥事が相次いで発覚しました。テレビを視聴している側としては「またなのか」とうんざりさせられるほど、その多さと内容の悪質さに辟易していたところでした。パワハラ、一部役員による競技団体の私物化、不正判定への積極的な一助、脅迫、と過去にないような不祥事のオンパレードは、国民のスポーツに対するイメージの著しいダウンを招いたこととは否めないと思います。スポーツ団体に限らずどの組織やコミュニティにも言えることだと思いますが、同じ顔ぶれの理事の長い年数の任期が原因で組織は内部から腐りやすくなるのは当然であり、私物化されることによって内部からの声も上がりにくくなり、どうしても悪循環の一途を辿ることになってしまいます。スポーツ団体の理事の任期年数は原則最長10年とし、また外部の人物を引き入れ役員として内定することも大切で、うまくバランスを取りつつクリーンな状態をなるべく保つことはとても重要なことであり、また、その影響によって公正公平になるならば、所属選手たちにとっては以前よりも良好な競技環境へと改善されることは間違いないと考えます。</p> <p>また、団体への定期的な監査も大切であると考えます。</p> <p>スポーツがまだまだかつてないほど盛りあがる世の中となり、ネットやSNSの普及によって国民も様々なことを知る機会が格段に増えた中で、昔のように一部のトップの独裁が平然と黙認されまかり通るようなことはもう許されない時代になりつつあると感じます。スポーツの経済効果もかつてない規模になった今、団体への定期的な監査はこれから必須とならなければいけないと思います。競技ファンや国民が、試合観戦やスポーツを何のわずらわしさもなくクリーンに楽しめるよう、これからもどうかよろしくお願い致します。</p>
13	原則2	個人	<p>5年でも良いとは思いますが、在任期間に制限が設けられるのは大変いいことだと思います。大統領でも在任期間に上限がありますし、スポーツ団体の理事もそうなるといいと思います。</p>
14	原則2	個人	<p>スポーツ団体の不祥事が明るみになることが続きましたが、いずれもトップの役員歴が長く権力が集中していたことが大きな理由のため、今回の案で役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けることで、役員再任回数の上限を設けることとしたのは評価できます。</p> <p>また、役員等から国会議員を排除することも盛り込んでもらえたら、スポーツの健全な発展が望めると思われます。</p> <p>議員活動をしながら役員であることは団体業務がおろそかになりますし、政治的圧力が加わり強化指定選手選考も公平かつ合理的とは言えない事例も出ています。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
15	原則2	個人	<p>こういう意見を送ること自体が初めてで、書き方もよくわからないのですが、「理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること」については、至急進めていただきたいです。</p> <p>近年、スポーツ界において、特にラグビーや女子体操界などのニュースで、絶対的な権力者に対して無力な選手たち、という構図を何度も見て、歯がゆい思いをしています。私はテレビなどで観戦しているだけのファンにすぎませんが、親御さんなどもさぞかし悔しいのではないのでしょうか。どのスポーツにおいても、その組織の長が絶対的な権力を長期間ふるうのは百害あって一利なしです。知られていないだけで、多くの競技で選考における不公平さなどでつらい思いをしている選手たちがいるかもしれません。組織が自分で改善するのはなかなか難しいことだと思います。日本のスポーツ界の発展のためには、迅速な改革が必要だと思います。</p>
16	原則2	個人	<p>長期の同一人物による責任者担当は、本来の設置目的から逸脱しても周囲が抑制出来にくい構造が出来る可能性が大きいと現状から感じています。大きな力がある役職は一定期間で交代する、外からの自浄機能を有するべきだと考えます。</p>
17	原則2	個人	<p>(案)の項目に「理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再回数の上限年を再回数の上限設けること」があります。これは癒着や忖度の温床になることを防ぐためにも必要だと思います。</p> <p>それから要望としては、役員から国会議員を排除していただきたいです。権力をふりかざし、本来は十分問題視される言動も有耶無耶し無かった事にしてしまうからです。私が普段よく見るスポーツの連盟の会長は、過去に問題行動を起こし、最近もおかしな発言がありましたが、何のお咎めも受けておりません。副会長も同様です。お二方共国会議員です。まったく信頼出来ないので、退いていただきたいと思っております。団体には透明性と堅実さを、団体のトップには清廉性と公平性を求めます。選手の皆さんは、結果を出すため毎日懸命に練習しています。実直に真摯にまさに縁の下の力持ち的存在になれる方に就任していただき、所属選手を支えていただきたいのです。</p> <p>難しい事はわかりません。極めて狭い範囲の話ではありますが、常日頃感じていることを書かせていただきました。</p>
18	原則2	個人	<p>同じ人間が理事を繰り返すより、新しい人材を増やして良いものにしていただきと思います。</p> <p>何年も会長をしている人には誰も逆らえなくなるから一年ごとに会長は変えて再任は回避すべきだと思います</p>
19	原則2 一般向け	NF	<p>1 当協会においてもスポーツ団体ガバナンスコードに即した運営ルールの枠組みを準備している段階だが、実際に規定を運用し効果をあげるためには、中央競技団体向けのガバナンスコードと、加盟都道府県体育・スポーツ協会向けのが適用され、より高いレベルでのガバナンスを目指すことが必要であると考え。末端の都道府県レベル加盟団体の内情は中央競技団体の目が届きにくい環境下にあるため、加盟団体毎の運営状況の把握、問題点を抽出をした上でガバナンス向上施策が推進されるという具体的な取組が必要なのではないか？あらゆる問題に対し早急に対応するためにも、より競技運営実態を早期に把握できるために、都道府県レベル加盟団体に対する具体的な仕組み作りもガバナンスコードと同時並行的に進めていただきたい。</p> <p>2 ガバナンス・コード案の作成については、イギリスやオーストラリアの実態を参考にされていると伺ったが、イギリス等では有給役員により団体運営が為されている実態があり、我が日本はご承知の通り、一部を除いて全てボランティア役員が中心となって団体運営が為されていることが紛れも無い事実である。具体的に言えば、時間と資金に余裕があり、ボランティア精神に富み、且つ、当該競技に精通した者が理事・監事、或は会長・委員長を務める上での最低条件である実態が、どのNFも共通しているであろう。その実態がありながら、最長10年で理事等が交代し、後から続々と前述最低条件をクリアする者が現れるとは到底思えない。「人材不足」がどのNFにも共通した問題点であるからだ。ボランティア役員による運営の限界と思われ、これをイギリス等と同様、有給役員による団体運営にシフトしていくのであれば一定の理解はできるが、そうであれば、有給役員の財源をどこから捻出するか…という問題に直結するため、包括した検討が不可欠と考える。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
20	原則2	個人	<p>ガバナンスコード（案）P.15  (3) 新陳代謝を図る仕組みについて  理事の在任期間が10年に達する場合であっても、「当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合」、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することが考えられるとあるが、この緩さではこれまでの選任と何も変わらないのではないかと。  外部理事や外部評議員等により構成される役員候補者選考委員会による評価といっても、審査すべき項目のハードルが低ければ、意味がない。選考委員にだけ任せるのではなく、選手、コーチ、競技愛好家からも広く意見等募り、評価に反映させるべきではないだろうか。私が愛好している競技団体の会長においては、政界・競技団体からはおそろしく評価が高いが、愛好家からはおそろしく評価が低い。五輪選手村で酒盛りをし、異性の選手に対しセクハラ行為をし、それでも結果的にJOCが目も眩した形になり、愛好家は落胆した。目標実現、業務執行に対してのみ高評価であれば、それでいいのか？果たして統括団体がきちんと審査できるのか？透明性はどこまで確保されるのか？各競技団体により事情が異なるというのであれば、全競技団体がガバナンス確保への取り組み案を公表すべきだと思う。</p>
21	原則2	個人	<p>p18このような補足では、結局任期10年を超えても4年追加され、現在何年も長を務めている人ができるだけ長く長く任期を延ばせるようにしている、本気で改革する気がないのだな、表面上だけとりつろっていると感じられます。</p>
22	原則2	個人	<p>■原則2 (3) 2理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること  ◇意見：国際連盟の役員になるためには、長く国際会議等に出席し国際的な実績を積み重ねなければなりません。そのポジションを目指す役員、また国際連盟役員のポスト獲得を目指す競技団体にとっても、10年という再任上限は厳しい条件になると考えます。  ■補足説明 (3) について・2の「原則として10年を超えて在任することがないように」とは、在任期間が連続して10年を超えることがないようにすることを指す。最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（例えば4年間）を合わせて定めることが考えられる。  ◇意見：現代社会のスピード感から考えると、4年間その立場を離れてしまうことは、それまでの実績を発揮することが難しくなると考えます。</p>
23	原則2 全体	個人	<p>このガバナンスコードはより良い組織運営のためのものだと思うので、NFもちろん順守すべきですが、統括団体（JSPO、JOC、JPSA）もNFの履行状況をチェックするだけでなく、当然、自らも順守すべきであると思います。</p> <p>2理事が連続して在任できる期間の上限を原則10年までとする方針について疑問を感じます。</p> <p>ガバナンスコードで年齢制限を設けた場合、多くの現職NFで特定の年齢以上の方が多く引退し、代わりに若手理事が入ってきてくれることが期待されます。しかし、例えば30代の若手の理事は4代には一旦退任しなくてはならず、それはあまりにももったいないと思います。</p> <p>30代、40代ではなり手が少なく、ガバナンスコード導入当初は、若手が入ったとしても、その後10年ごとの入れ替わりでは、同世代の候補を見つけることには限界があり、結局、若手理事の登用という方向とは逆の方向に流れると思います。</p> <p>また、若手の登用という観点以外でも、理事が10年で入れ替わるという状況は、組織における知識と経験の蓄積という点では大いに問題があります。</p> <p>10年の期間制限により、10年後には、理事会の構成がすべて入れ替わることになり、過度の理事の入れ替わりで知識と経験の蓄積がなくなり、組織の質の低下につながると思います。310年の理事の期間制限は、IFとのつながりという点でも、問題があると思います。</p> <p>通常、IFの集まり自体が、年1回の総会くらいしかなく、相当の期間をかけて人間関係を構築していく必要があります。</p> <p>相当の偶然が重なってラッキーな状況にならない限り1年や2年（1回や2回）連盟の代表としてIFの集まりに出席しただけではIF選挙に当選することはできません。</p> <p>また、日本では、NFの理事でないIF選挙立候補に関してNFの理事会での推薦が受けづらく、逆に、IFの視点からしてもNFの理事でもない人が立候補しても選挙は難しいと思います。したがって、IFポスト獲得という点でも状況は難しくなると思います。グローバル化、情報化が急速に進展する変化の激しい時代にあるからこそ、このような要請は強まると思います。</p> <p>したがって、10年の在任期間の上限を設けるとしても、例外を認める場合として、当該理事がIFのポストを目指している場合も含めるべきであると思います。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
24	原則2	NF	役員等体制を整備する上での、そもそもの人材が見つからない。選定だけの十分な会員や関係者が、オリ競技ほど潤沢ではない。お願いするにしても、それなりの経費がかかれば、それに見合う経費捻出先がない。スポンサーを募りはしても、そこまでの経費捻出は到底不可能である。理事任期に年齢や在任の条件を設けると、それだけでなくも人材に限られた中で役員が揃わない。役員等の新陳代謝を図るための10年という時間が何を根拠にしているのか。10年が善くて15年では悪いのか。コンプライアンス委員会・強化教育、法務会計等の体制、通報窓口は、統括団体（パラ競技の場合JPC）で一元管理できないか。
25	原則2	NF	役員就任時年齢制限を設けることにより、若返りを図るとい趣旨は理解し、賛同するものですが、一方、再任回数制限を設けることにより、若くして役員に就任した場合、若くして役員たりえないという事態が生じる可能性があります。また、JSPO主催説明会の場でも他NFからの意見表明がありましたが、IFにおいて一定の立場を得る取り組みに対し、再任回数制限を設けることが大きな障害となる可能性があります。このことにより、IFでの役員ポスト獲得に向けたスポーツ庁の国際情報戦略強化事業にも大きな影響が懸念されると言わざるを得ないと思慮いたします。
26	原則2	NF	<p>「原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである」</p> <p>2) 意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則2において、組織運営を確保するために主に役員構成と実効性担保が示されている</li> <li>・本文複数箇所にて示されている、競技団体の特性としての 1年功、年次 2競技成績 などが、組織経営・運営にも明に暗に機能しやすいことが上げられている。これらを健全化していくには、「組織風土」「組織文化」の構築の視点が必要だと考える</li> <li>・ガバナンスコードはその趣旨から、明示的に取り組める、整備できるものをチェックしていくことを想定していると考えられ、組織風土・文化という視点を取り込むことは難しいかもしれないが、それなしに、制度・仕組みが整備されたとしても、不正や不祥事はなくなる。昨今の上場企業・グローバル企業での不祥事を鑑みても、制度・仕組みの整備を前提としつつも、それを運用・実効性を高めていくには、企業カルチャーの評価が必要であると考え。</li> <li>・不正が起きない未然の小さな事故や課題が表出される組織カルチャー／立場が上のものや上司に風通しよく物が言える組織カルチャー／上意下達を前提として課題や問題が上にあげにくくならない組織カルチャー／競技成績を残したものに、残していないものでも意見が言いやすい、議論がしやすいカルチャー／部活動の中で身についた先輩後輩のカルチャーの中でも、忖度姿勢に偏らないカルチャー</li> </ul> <p>そういった企業風土・文化づくりへの絶え間ない動機付けと努力が必要と考える。</p> <p>3) 具体的提案箇所</p> <p>原則2 に (5) を以下のように追記することを提案したい；</p> <p>(5) 役員等は適切な組織運営を実現しやすい風土づくりを図ること。</p> <p>選ばれた役員は、競技団体が帯やすい組織特性をよりよく理解し、不正や不祥事の抑制に働きうる組織風土づくりの指針を持ち、実現を図ること。制度や仕組みの構築に甘んじず、それが運用され、機能していきやすい組織風土とは何か、指針を検討し、従業員の行動規範や日常の言動、態度に反映し、注意を喚起すること。</p> <p>[補足説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体の運営においては、過去の競技成績や年功、年次に影響されやすい風土が帯びやすいことを理解する必要がある。それは部活動等で規範とされる先輩後輩の関係性や、日本社会である年長者への尊重などが悪く作用する場合として想定すべきことである。</li> <li>・不正や不祥事が起きにくいよう、理事のあり方、規程、教育等を具体的に整備していくことは不可欠である。それに加え、それらが実効性を持って推進されていくためには、組織の風土が風通しが良い、オープンである、意見が言いやすい、問題点を表明しやすい、といった見えざる文化・風土が必要である。</li> <li>・役員は具体的な整備事項とともに、自らの組織の文化・風土の維持、向上にも指針を持つ必要がある。</li> <li>・指針は、行動規範や、会議等での態度、部下への接し方など、日常の態度にも反映されるものとなる。</li> <li>・また、外部サービスにある組織風土診断やコミュニティキャピタル診断等のアセスメントを定期的実施することでも可視化ができ、改善点を見いだすこともできる。</li> </ul>

番号	該当箇所	分類	意見
27	原則3 原則7 原則10 原則13	個人	<p>原則3 (3) 「代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること」について  原則7 (2) 「1 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること」について  意見の要旨：大いに賛成である。しかしながら、補足説明において、選手選考基準・選手選考手続を開示することが、スポーツ団体やアスリートにとって、どのような利点があるのかを分かりやすく説明する必要がある。  その理由：  代表選手選考をめぐるスポーツ仲裁案件を検討すると、紛争の背景にはあいまいな選手選考基準や選手選考過程に関する見解の相違があることが多い。また、22頁、34～35頁に記載されている内容に賛成である。しかしながら、補足説明に記載されている内容は、ガバナンス・コンプライアンスの観点からであり、スポーツ団体やアスリートにとってなぜ原則に書かれていることを履践することが良いことなのか分かりづらい。たとえば、選手選考基準はアスリートとスポーツ団体が目指すべきゴール・目標であり、この点が定まっていない限り、どのアスリートが良いアスリートであり、良い成績を上げるためになにが必要な強化となるのかも明確ではない。また、ゴール・目標をアスリートとスポーツ団体が共有できないという問題も生じる。  上記の様な点をスポーツ団体にわかりやすく伝えることで、スポーツ団体がガバナンスコードへの理解がより浸透しやすくなるのではないだろうか。</p> <p>原則10 (2) 「処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること」について  意見の要旨：  スポーツ団体が処分規定を作成し、その後の審査・処分の決定は、外部機関（たとえば、日本スポーツ仲裁機構）を利用することをガイドラインに明記すべきである。  その理由：  スポーツ団体が公正性、独立性、中立性及び専門性を兼ね備えた処分審査を行う者を確保することは難しいだろうし、ましてや処分審査を行う者が必要となるのは要処分事件が生じたときであり、常設の処分審査委員会の設置することは多くのスポーツ団体にとっては経済的にも負担である。  外部の第三者機関に処分の審査を委託することで、処分審査を行う者の公正性、独立性、中立性及び専門性を容易に確保することができる。  なお、スポーツ団体はその関係者に対して処分を下す際に、処分者が中立性、専門性を有することはもちろんのことだが、公正性（Fairness）と独立性（independence）があることが望ましい。すなわち、処分審査を行う者は言わば仲裁人と同様の立場に立つため、仲裁法18条1項二号に定める仲裁人の忌避事由と平仄を合わせるためである。</p> <p>原則13 「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。」について  都道府県レベルあるいは市町村レベルのスポーツ団体のガバナンスの状況は、いつ紛争が生じてもおかしくはないというレベルである。意見提出者は、熊本県、岩手県、青森県の体育協会（スポーツ協会）傘下の競技団体に対して、日本スポーツ仲裁機構が貴庁委託事業として作成したガバナンス・チェックリストを実施したが、中央競技団体と比較すると相当レベルが低い（提出の用意はあるので、必要であれば連絡されたい。）  また、日本スポーツ仲裁機構の事務局への問合せは、地方レベルのスポーツ団体の紛争がかなりの割合を占めている。  以上のことから、地方組織に対しては、適切な指導のみならず、問題発生時には中央スポーツ団体が適切に処分・指示を出せるような方向でガイドラインが作成されることが望ましい。  また、現状中央スポーツ団体に対する自動応諾条項の採択は進んできているものの、地方レベルでは手つかずである。先にも述べたとおり、地方レベルのスポーツ団体が絡む紛争が多いことを考慮すれば、原則13の中で地方スポーツ団体に対してもスポーツ仲裁自動応諾条項の採択を中央スポーツ団体が指導するよう明確に記載すべきである。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
28	原則3 全体	NF	<p>1)ガバナンスコードの適用について 加盟団体を審査する、日本オリンピック委員会および日本スポーツ協会においても、当ガバナンスコード遵守を徹底して頂きたい。且つ、両団体のモニタリングをスポーツ庁には責任を持ってお願いしたい。</p> <p>2)各項目の達成基準について 本ガバナンスコードにおける各項目の重要性、あるいは競技特性に応じた達成基準を設けることを提案する。 &lt;例&gt;A等級：達成が必須の項目 B等級：年限を区切り達成が必須の項目 C等級：努力目標とする項目</p> <p>3)代表選手の選考について 個人種目と団体種目では、代表選手の選考基準や選考過程が異なる。例えば、バスケットボールは団体種目で、代表選手の選考は即ちヘッドコーチ自身のチーム構成そのものであり専決事項としているため、選考基準や選考過程を明確にした規程を整備するといったことが馴染まないと思料する。については、代表選手の選考について、競技特性に応じたガバナンスを認めて頂きたい。例えば、チーム競技においては、監督・ヘッドコーチの選任方法や専決事項が明確化されていれば、選手選考規程を必要としない等。</p>
29	原則11	NF以外の 団体	<p><b>【意見1】</b></p> <p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること」と定められているが、紛争類型や不服申立期間について一部限定するような自動応諾条項が定められ不服申立権者の権利を制限するものが実際に散見される。 今回のガバナンスコードはスポーツ庁が策定するものであり、統括団体の加盟要件として国又は統括団体がその順守を求めるものであることから、もはや競技団体の自由裁量に基づく判断で自動応諾条項の採否を決定することではない。 諸外国の事例を見ると、国庫補助金の支給（カナダ）や、代表選考という紛争の性質（背景としての国庫補助金の支給。ニュージーランド）などを法的根拠に、スポーツ仲裁機関による仲裁を指定している。少なくとも国庫補助金が支給される団体につき、その運営の適正を第三者機関として担保する必要があることからすれば、スポーツ仲裁を指定する法的根拠があると考えられる。 そして、国庫補助金が支給されるスポーツ団体の運営の適正を第三者機関として担保する必要があることからすれば、これらの団体において、申立期間や申立対象について制限を設けることは適切ではなく、あらゆる紛争を対象に、申立期間や申立対象について制限を設けるべきではない。 そこで、原則11（1）を以下の通り修正すべきである。</p> <p>(1) NFにおける代表選考・懲罰その他あらゆる紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、申立人に不利益がある態様での申立期間の制限がなく、かつ、申立対象の制限がない自動応諾条項を定めること</p> <p>なお、補足説明には「自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含めることが求められる。」旨の記載があるものの、上記理由からすれば、申立期間や申立対象について制限を設けることは適切ではなく、あらゆる紛争を対象にすることが原則なのであり、補足説明に落とすのは適切ではない。 また、スポーツ仲裁機関としての指定は、各競技団体が団体内紛争解決機関を自ら整備することを否定するものではない。整備されている場合は、上訴機関としてJSAAによるスポーツ仲裁が担保されなければならない。</p> <p><b>【意見2】</b></p> <p>また、毎年自動応諾条項の採択率は向上しているものの、未だ都道府県レベルの競技団体やスポーツ協会（旧体育協会）における採択率及び応諾率が低い状況にある。 上記法的根拠からすれば、加盟団体が国庫補助金を直接支給を受ける団体ではないため、JSAAによるスポーツ仲裁を指定することまではできないものの、積極的に促進していくべきであると思料する。 そこで、原則11（3）として、「加盟団体・準加盟団体が自動応諾条項を採択するよう促進すること」を追記すべきである。</p>

番号	該当箇所	分類	意見
30	全体	個人	<p>1. コード案は、コードが定める内容として、10の原則を挙げ、その役割と自己説明の在り方を解説している。</p> <p>そして、NFの在り方は、法人の内容によって異なるので全てのNFに適用されるものではないとして、NFが自主的に制定することを促すという形式をとっている。</p> <p>コード案があげる原則は、それぞれ、従前から提起されていた問題を整理したもので、異論は少ないと思われるが、実効性となると多々疑問がある。</p> <p>2. (1) NFがそもそも、このコード案を咀嚼するだけの能力を有しているか疑問がある。また、コード案の内容も、役所特有の言い回しがつかわれており、一般人が理解することは困難なものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 今回、NFに対して、意見照会をしている段階であるにもかかわらず、コード案の内容が決まったものとして、対応をしなければならないと受け止めているNFが少なからず存在していた。</li> <li>* NFの法人化が促進された際にも、多くのNFは、定款等の形式を整えることのみ終始し、法人としての適正な運営ができていないNFが多々見受けられる。</li> <li>* 各NFの倫理規定も、一様に、概括的な禁止規定を設けているにとどまり、実効性あるものとなっていない。</li> </ul> <p>(2) 上記等を勸案すると、NFが、ガバナンスコード策定しても、屋上屋を架すだけのことになる恐れが大きいといわざるを得ない。</p> <p>3. ガバナンスコード案を実効性のあるものとするために、NFの実態に応じて、競技人口、資金規模等のメルクマールを定めて、3ないし4の規模別に区分けし、各NFにどの程度のガバナンスを求めるのかのわかりやすく示す方がいいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 各NFもどのような程度の組織及び組織運営を目標とするのが相当かの自主的判断ができるのではないかと。</li> </ul> <p>4. 統括団体とされるJSPO、JPC、JSPAは、共同して、ガバナンスコードへの適合性審査を行い、適合状況を公表する等を行うとしている。</p> <p>しかしながら、円卓会議の構成メンバーであるJSCを含めて、上記統括団体のガバナンスコードが明らかになっていない。</p> <p>まずは、円卓会議の構成メンバーのガバナンスコードを明らかにすることが最優先と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* JSCにあっては、国立競技場の建設問題については、詳細な見直しが行われていない。</li> <li>* JOCにあっては、オリンピック招致にかかる疑惑（資金使途の説明責任）の解明されていない。</li> <li>* 例えば、原則2は、女性理事の割合を40%以上とするとしているが、上記団体の女性役員は、以下のとおりで、到底目標を満たす状況になっていない。まずは、率先して、どのように達成するのかを明らかにすべきである。</li> </ul> <p>女性役員の割合</p> <p>JSC（平成29年10月1日現在）＝理事0名（全5名）、監事1名（全2名）</p> <p>JOC（2018年6月28日現在）＝理事5名（全30名）、監事0名（全3名）</p> <p>JSPO（平成29年6月23日現在）＝理事3名（全27名）、監事2名（全3名）</p> <p>JSPA（平成30年1月17日現在）＝理事2名（全16名）、監事名（全2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 上記は他のコードにおいても同様である。</li> </ul> <p>5. 統括団体は、各NFの適合状況を審査し、円卓会議に報告するとし、また、円卓会議においては、統括団体による適合性審査の実施状況や不祥事案等の対応等について確認し、必要に応じて、改善を求めるとともに、その結果を公表するとしている。</p> <p>しかしながら、この手続に関しても、不透明といわざるを得ない。以下の事項について定め、透明性を確保すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 上記手続に関与する者の第三者性の確保</li> <li>* 各NF及びその構成員の弁明の機会の付与</li> <li>* 円卓会議及び統括団体の処分に関し、異議申立の機会の付与</li> </ul>

番号	該当箇所	分類	意見
31	全体	統括団体	・意見：（全体的な意見） 当協会において、4月25日に加盟団体を対象にスポーツ団体ガバナンスコード（案）〈中央競技団体向け〉やそれに対応した加盟団体規程等の改定案の説明会を開催した。その際、ガバナンスコード案に対して、中央競技団体からの出席者から、これまで部会において議論してきた理事の在任期間の上限に関して、多くの意見がだされた。当協会にて、一定の説明は行ったものの、一度の説明では理解も深まっていないと思われる。また、ガバナンスコードへの適合状況について自己説明および公表を年1回行うことや統括団体による4年に1度の適合性審査を適切に行っていくためにも、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉の制定後には、中央競技団体を対象としたスポーツ庁主催の説明会をぜひとも開催いただきたい。
32	全体	統括団体	今後統括団体として、適合性審査を実施していくうえで、本仕組みに対する中央競技団体の理解は必要不可欠で重要なポイントとなる。パブリックコメントを経て、スポーツ審議会への答申後、このコードをより実効性あるものとするためにも、中央競技団体に対し、スポーツ庁からも説明していただく機会を設けていただきたい。
33	全体	NF	主にボランティア活動で資金や人材が乏しい為、任期などが不安が残る。 また、有識者等に関してはどのように進めていくか等の情報やパイプがなく、謝費等に支払える余裕がない為、依頼、お願いしたくても難しい状況。
34	全体	NF	<b>【中央競技団体（NF）の運営状況の特性に応じたNFの独自のコード作りを目指すことへの理解】</b> 今回示された内容（原則）や手続きに異議や申し立ての考え方を持たずに理想とするNFの姿を目指して組織強化にまい進することを理事会で協議しました。（6月には社員総会でも指針を発表します） その上でPTを結成し、コード順守に応じた規約改定・規約策定に入っていく、目標時期(2021年社員総会以降)を制定して、コード遵守を遂行していきたいと考えています。 しかしながら、コード遵守を前提にNFの今まで培った歴史・そのスポーツ文化・IFとの関係・AFとの関係・国際影響力・運営のシステム・財務のシステム・普及開発の事例・競技力向上の対応・マーケティングシステム・イベントのシステムなど の多岐にわたる競技環境の特性をコード原則に照らし合わせた我々独自のガバナンスコード遵守システム・規程を作り上げたいと思います。 目標は変えずに、持続可能である健全な競技団体運営に目標設定し、方法論は、NFの独自性を認めて頂くことを要望いたします。 またその独自性の一環として我々は、中央競技団体を支えるのは、独立した団体である都道府県競技団体であるという我々のポリシーの元や都道府県から地域ブロックを経た理事役員推薦のシステムを採用していることから中央競技団体のコード遵守と同時に加盟都道府県競技団体にも同じレベルのコード遵守を厳命しなくてはなりません。（ねじれ減少を避けるためにも）このこともご理解いただきたいと思います。 以上、ガバナンスコードの設定により、NFが考え・知恵を絞り・勇気をもって組織強化に励むこと強いガバナンス（組織統治）を生むこととなりますので、そこで生まれた独自ルール・期間設定・制限・スケジュール設定などを認めて頂きたいと思います。我々中央競技団体は、都道府県競技団体とともに厳守していきます。
35	一般向け	NF以外の団体	<中央競技団体向け>については特に異議はないが、「都道府県競技団体向け」の場合には、競技人口が少ない競技については理事のなり手がいないため、かなり低いハードルにしないと役員等の体制整備が整わないことが考えられる。